

元岡地区新設中学校 通学区域協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、元岡中学校校区における新設中学校の通学区域に関する協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会の名称は、元岡地区新設中学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所管事項)

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 通学区域についての意見集約に関すること。
- (2) 通学区域の調整に係る関係校区との連絡調整に関すること。
- (3) 通学区域の集約後、開校準備委員会（仮称）の設置準備に関すること。

(協議会の構成)

第4条 協議会は別表第1のとおり組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めたときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

(役員)

第5条 協議会に委員長1名、副委員長3名を置く。

- 2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は教育委員会教育環境部通学区域課に置く。

(解散)

第7条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和4年6月6日から施行する。

別表第1 協議会組織

組 織	氏 名	役 職
元岡校区 自治協議会代表	濱地 実	元岡校区自治協議会会長
	藤野 普久	田尻東町内会会長
	三苫 一美	田尻西町内会会長
周船寺校区 自治協議会代表	福島 友臣	周船寺校区自治協議会会長
	波多江 孝	周船寺校区自治協議会副会長
	鶴田 順子	周船寺校区自治協議会副会長
西都校区 自治協議会代表	赤池 成昭	西都校区自治協議会会長
	荒木 正彦	徳永町内会会長
	江田 俊弘	西都自治会会長
元岡公民館	三好 恵美子	元岡公民館館長
周船寺公民館	内川 義則	周船寺公民館館長
西都公民館	江口 辰男	西都公民館館長
元岡中学校 P T A 代表	三島 康成	元岡中学校 P T A 会長
	高橋 ゆかり	元岡中学校 P T A 副会長
元岡小学校 P T A 代表	森 幸太郎	元岡小学校 P T A 会長
	濱地 良斉	元岡小学校 P T A 副会長
周船寺小学校 P T A 代表	高木 太郎	周船寺小学校 P T A 会長
	坂口 存澄	周船寺小学校 P T A 副会長
西都小学校 P T A 代表	中尾 大輔	西都小学校 P T A 会長
	奥村 大輔	西都小学校 P T A 副会長
関係小・中学校	箱島 徳人	元岡中学校校長
	河野 真治	元岡小学校校長
	笠 宏照	周船寺小学校校長
	檜尾 好民	西都小学校校長